

1 危機とは

- (1) 市民の生命、身体及び財産に重大な被害を生じ、又は生じるおそれがある事態
- (2) 市民生活に重大な被害や不安を生じ、又は生じるおそれがある事態
- (3) 円滑な市政運営に支障を及ぼす事態
- (4) 市の信頼を失墜させる事態

(旭川市危機管理基本指針より)

2 旭川市の取組

- ・自然災害を中心とした危機 → 旭川市地域防災計画などで対応
- ・新型インフルエンザなどの危機 → 対応組織の設置やマニュアルの策定などで対応

↓

社会が多様化し、複雑化する中で従来の範ちゅうを超える様々な危機が発生しているため、市民の生命や身体、財産を守りつつ、行政運営を円滑に進める市が、早急に危機に対処する仕組みを確立する必要性

↓

危機全般に対する応急体制や事後対応などの基本的な事項を定めることにより、危機発生時の被害の軽減と未然防止を図ることなどを目的とした

「旭川市危機管理基本指針」を策定（H21.3）

3 他都市の事例

危機管理について規定する自治体の例。主に市の責務、市民の責務を規定している。

○所沢市～平成23年7月1日施行
(危機管理)

- 第28条 市は、市民等の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めなければなりません。
- 2 市民等は、緊急の事態等の発生時に、自らの安全確保を図るとともに市民等の相互の緊密な助け合いが行えるよう連携に努めるものとします。

○上越市～平成20年4月1日施行
(危機管理)

- 第30条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備しなければならない。
- 2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。
- 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。

○士別市～平成24年4月1日施行
(災害等緊急時の対応)

- 第35条 行政は、市民の生命や身体、財産、くらしの安全を確保するとともに、必要な計画を策定し、災害等の緊急時にも的確な対応ができるよう危機管理体制を確立します。
- 2 行政は、災害等の緊急時には、関係機関との連携はもとより、市民や関係団体等とも連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を行います。
- 3 市民は、災害等の緊急時において、自分自身を守る努力をするとともに、互いに助け合うことができるよう訓練に参加するなど、防災に対する意識を高め、行政との連携のもとに、自主的な防災体制等の整備に努めます。